

様式第六

変更認定事業再構築計画の内容の公表

1. 認定した年月日 平成17年12月2日
2. 変更認定事業者名 株式会社りそなホールディングス、株式会社りそな銀行
3. 変更後の認定事業再構築計画の目標
 - (1) 事業再構築に係る事業の目標
認定計画から変更なし
 - (2) 生産性の向上を示す数値目標
認定計画から変更なし
4. 変更後の認定事業再構築計画の内容
 - (1) 事業再構築に係る事業の内容
 - ③ 事業再構築に係わる事業の内容
 - (イ) 事業構造の変更

変更前	変更後
【今回新たに追加】	さらに、奈良地域における商品・サービスレベルの向上等を目的として、18年1月にりそな銀行と奈良銀行が合併する。
 - (ロ) 事業革新
認定計画から変更なし
 - (2) 事業再構築を行う場所
認定計画から変更なし
 - (3) 事業再構築を実施するための措置の内容
別表のとおり
 - (4) 事業再構築の開始時期及び終了時期
別表のとおり
5. 変更後の事業再構築に伴う労務に関する事項
認定計画から変更なし

別表

1. 事業再構築を実施するための措置の内容

(1) 事業構造変更

合併による中核的事業の開始、拡大又は能率の向上

変更前	変更後
【今回新たに追加】	○当社グループにおいて拠点が重複するりそな銀行と奈良銀行が合併することにより、商品・サービスレベルの向上、並びに効率化の実現を図る。 ・りそな銀行を存続会社、奈良銀行を消滅会社とする合併 実施予定時期：平成18年1月1日
【今回新たに追加】	期待する支援措置 法第12条の9（合併に際してする特定金銭等の交付に関する特例）

2. 事業再構築の開始時期及び終了時期

(1) 事業再構築の実施時期

変更前	変更後
平成15年度 ①りそな銀行による資本増強 [平成15年7月1日予定] ②りそなホールディングスによるりそな銀行の子会社化（株式交換） [平成15年8月7日予定] ③近畿大阪銀行及び奈良銀行が、全株りそなホールディングスを引受先とする株主割当増資を実施 [平成15年11月20日]	平成15年度 ①りそな銀行による資本増強 [平成15年7月1日予定] ②りそなホールディングスによるりそな銀行の子会社化（株式交換） [平成15年8月7日予定] ③近畿大阪銀行及び奈良銀行が、全株りそなホールディングスを引受先とする株主割当増資を実施 [平成15年11月20日]
平成16年度 ④埼玉りそな銀行が、全株りそなホールディングスを引受先とする株主割当増資を実施 [平成17年3月29日予定]	平成16年度 ④埼玉りそな銀行が、全株りそなホールディングスを引受先とする株主割当増資を実施 [平成17年3月29日予定]
[追加]	平成17年度 ⑤りそな銀行を存続会社、奈良銀行を消滅会社とする合併 [平成18年1月1日予定]